

## [別紙－1] 概要文

# 開発建設部（建設系）における工事の総合評価方式等の運用ガイドラインについて

開発建設部 技術管理課 ◎下地博明  
○高良友健

## 1. 目的

沖縄総合事務局、開発建設部（建設系）における総合評価方式の導入については、平成17年4月1日の「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の施行を受け、同年9月30日に国土交通省において、品質確保促進ガイドラインが作成されたことに伴い、当局として同年10月に「総合評価方式の運用（案）」（開発建設部版）を作成し、本格的に導入を図っている。

その後、価格と品質が総合的に優れたものが選定されている一方で、入札・契約実務に関する様々な問題が認識され、平成20年4月1日付「総合評価方式の改善に向けて」として「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」で、工事特性をふまえた課題設定やタイプに応じた評価のあり方についての改善案が取りまとめられたことから、今回見直しを行い「沖縄総合事務局開発建設部の工事における総合評価方式の運用ガイドライン（案）」（平成21年度版）として改定したものである。

## 2. 内容

従来の簡易（I、II、III）型、標準型の4タイプを簡易型、標準（I、II）型の3タイプに見直した。また、これらが主に金額によるタイプ選定であったものを技術的難易度に基づくタイプ選定に変えた。

## 3. 結論

タイプの見直しにより、発注者、請負者ともに、入札契約手続きに係る資料作成、審査、ヒアリング等に関する負担が軽減されるものと考えられる。

## 4. 今後の問題点

総合評価方式における入札・契約手続きの改善を目的に運用版の改定を行ったが、適用は平成21年度からであり、今後、実施状況について情報収集を行い、さらなる改善に努めることが課題となる。